# 自動車事故被害者受入環境整備事業



国土交通省

参考

## 補助対象事業者等

グループホーム等の新設を支援するとともに、介護職員の待遇改善や設備導入にかかる経費を補助

### 新規・増設年度(新設等支援費)

開設準備段階や開設後障害福祉サービス等報酬を得られるまでの間における資金繰りを支援

### 補助対象事業者

・障害者支援施設・グループホーム ※新設・増設初年度に限る。

### 補助内容

グループホームや障害者支援施設の新設・ 増設の際に必要となる初年度経費の一部

- ① 介護職員の人材雇用に係る経費
- ② 介護機器等の導入に係る経費
- ③ 求人情報の発信に係る経費
- ④ 研修等経費

### 補助率

1/2(入居予定者のうち 事故被害者の割合が 50%超の場合は定額)

### 上限額

1,500万円

### 開設次年度以降(継続経費)

対前年比での賃金改善や求人広告費、介護機器の導入経費等を支援

補助対象事業者

・障害者支援施設 ・グループホーム

### 補助内容

グループホームや障害者支援施設の自動車 事故被害者受入に必要となる経費の一部

- ① 介護職員の賃金改善に係る経費
- ② 介護機器等の導入に係る経費
- ③ 求人情報の発信に係る経費
- ④ 研修等経費

### 補助率

1/2(入居者のうち事故 被害者の割合が50%超 の場合は定額)

上限額 下

下記参照

# 補助上限額の考え方

#### 開設時以後新たな事故被害者の受け入れがない場合



### 開設時以後新たな事故被害者の受け入れがある場合(例:5年目、8年目に新規受入)

